

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	保育課

契約業者名・住所	株式会社アイネス 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
工事等の名称	保育帳票作成等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	1,728,430円
工事等の概要	保育料等通知の帳票出力及び加工業務
随意契約の理由	<p>作業の正確性や、行政業務における機密の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害発生時に、パッケージシステム、端末、ネットワーク、ハード原因の特定が迅速に可能なこと。</li> <li>・個人情報管理及び松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。</li> </ul> <p>などの相手方に対して通常要求される条件に加え、通常要求される条件についての水準を担保するために下記についても高い信頼性が要求される特殊性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て総合支援システムの機能を熟知していること。</li> <li>・松戸市の基幹系ネットワークポリシーを熟知していること。</li> </ul> <p>以上から、本業務に係る業者選定にあたっては、これらを中心的に総合的判断に基づく裁量に委ねられる必要性が大きいものと思料される。</p> <p>株式会社アイネスにあつては、上記条件をすべて満たすとともに、平成19年度より稼働した税関連システム、子ども・子育て総合支援システムを含めた福祉関連システムの開発元であると同時に導入業者であるた</p>

め、万一の問題発生時の復旧作業の迅速性の担保に加え、大量印刷物の作成にあたっては、迅速且つ正確に業務を遂行する事が可能であり、相手方として最も適切な業者であると思料される。

従って、保育帳票作成等業務委託におけるその性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し随意契約とするものです。